

みんなの里海づくり支援事業に関する

寄附金募集趣意書

公益財団法人国際エメックスセンター





## 寄附金募集趣意書

各 位

公益財団法人国際エメックスセンター（以下「エメックスセンター」という。）は、平成12年4月1日の設立より閉鎖性海域の環境保全および自然との持続可能な共生社会の構築に資することを目的とし、国際的かつ学術的な交流を推進し、調査研究の実施・活動に対する支援を行ってまいりました。

一方、環境省では、全国の閉鎖性海域等の沿岸域において、生物多様性や生物生産性を確保する豊かな「令和の里海づくり」活動を推進してきており、令和6年5月27日、エメックスセンターと環境省水・大気環境局との間で、それぞれが有する知見や活動を補完・融合させることで、沿岸域の生物多様性及び生物生産性の向上を図り、保全と利活用の好循環を目指した里海づくりを推進し、地域社会の発展に寄与することを目的に「里海づくりの推進に関する協定書」を締結いたしました。

こうした中、エメックスセンターは、「令和6年度藻場・干潟の保全・再生等と地域資源の活用による好循環モデルの構築等業務」を環境省より受託し、（1）藻場・干潟の保全・再生等と地域資源利活用による好循環型モデル事業の運営及び伴走支援、ならびに、（2）里海づくりに関する今後の施策等の検討を行うとともに、（3）里海づくりに取り組むネットワークの形成や情報発信を行ってまいりました。

また、環境省によって『令和7年度 戦略的「令和の里海づくり」基盤構築事業』が開始され、藻場・干潟等の保全・再生・創出において着実に成果を創出するとともに、地域特有の手法により地域資源を利活用することで、保全と利活用の好循環を実現するための里海づくりの基盤構築を、地域団体とともに戦略的に目指す当該事業が進められております。

エメックスセンターが実施する「みんなの里海づくり支援事業」は、環境省の令和7年度事業が取り組み体制の整った団体を対象にして里海づくり支援事業が想定されていることを踏まえ、多くの地域で取り組まれている里海づくり活動の担い手の大部分を占める小規模団体や、これから活動を開始しようとしている団体に経験、資金、科学技術的知見等を提供することにより、その活動の継続を支援するとともに、当該里海づくりにおける研究、技術開発を担当する研究者を支援することによって、我が国全体としての里海づくり活動を活性化することを目的としております。

本趣旨にご理解、ご賛同をいただき、ご協力を賜りますれば誠に幸甚に存じます。

公益財団法人国際エメックスセンター

理事長 岡田 光正

## 1. ご寄附を活用する事業

皆様からのご寄附は、エメックスセンターの主たる目的である業務として「みんなの里海づくり支援事業（以下「事業」という。）」に活用いたします。

## 2. 事業内容

### ● 活動支援

全国の沿岸域で行われる里海づくりに取り組む民間団体に対して支援を行います。

- (1) 里海づくり活動に必要な経費の補助：上限 50 万円(税込)／ 件
- (2) 民間団体の要望に応じて専門家を派遣して指導・助言等を行います。

### ● 研究支援

沿岸域での里海づくりに資する研究を行っている研究者に対して支援を行います。

- (1) 里海づくりに資する研究に必要な経費の補助：上限 100 万円(税込)／ 件
- (2) 選考された研究者は、エメックスセンターが指名する専門家から研究実施に関する指導・助言を受けることができます。

## 3. ご寄附の方法

- (1) ご寄附いただける場合は、「みんなの里海づくり支援事業」寄附申出書（様式 1）にご記入の上、郵送、メール又は FAX によりご提出ください。
- (2) エメックスセンター事務局からご連絡を差し上げますので、一口(10 万円)以上を次の口座にお振込みをお願いします。

振込口座：三井住友銀行 神戸公務部 普通 3040399
口座名義：公益財団法人国際エメックスセンター 理事長 岡田 光正

## 4. ご寄附いただく企業等にとってのメリット

### ● 社会貢献

SDG s の達成など、企業としての社会貢献活動の PR 効果があります。



関連する SDGsゴール



### ● TNFD を通じた投資先としての評価の向上

企業による生物多様性／自然資本に対する取り組みは、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)が ESG 投資の指標となることから投資先としての評価が高まります。

### ● 新たなパートナーシップの構築

この事業への支援を通して、環境省、地方公共団体、大学等の学術研究機関等、里海づくりと連携した様々な団体と新たなパートナーシップを構築する機会が生まれます。

## 5. 寄附金に対する税制上の優遇措置（法人の場合）

エメックスセンターは、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人（特定公益増進法人）となります。

エメックスセンターへの寄附金は、税制上の優遇措置として、一般損金算入限度額に加えて特別損金算入限度額が適用されます。

◇ (1), (2)のいずれか少ない金額が一般損金算入限度額と別枠で損金として算入されます。

(1) 寄附金合計金額

(2) 特別損金算入限度額： $(\text{資本金の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$

※ 詳しくは最寄りの税務署にお問合せください。

## 6. 寄附者への特典

- ① 感謝状の贈呈
- ② エメックスセンターホームページへの寄附者ご芳名簿への企業名・ロゴの掲載及び企業ウェブサイトへのリンク掲載（事前にご芳名簿への掲載のご希望を確認します。）
- ③ 「感謝の集い」へのご招待（里海づくり活動団体による事業成果報告会と当該団体との交流会が出来る機会として開催します。）

※ 10 口以上の高額のご寄附をいただいた企業等の皆様には、里海づくりの活動地域に設置する案内看板にご寄附をいただいた企業名・ロゴを掲載すること等を検討いたしております。

### ◆ お問合せ

**公益財団法人国際エメックスセンター 事務局（担当:清水）**

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 5 - 2

人と防災未来センター 東館 5 階

Tel. (078) 252 - 0234 Fax. (078) 252 - 0404

Email. shimizu@emecs.or.jp

